

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本委員会は、うるま市幼年少年女性防火委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局をうるま市消防本部予防課内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、幼年消防クラブ及び女性防火クラブ（以下「クラブ」という。）の組織の拡大強化、育成指導等を通じて、火災予防の普及と防火、防災思想の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火、防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 防火、防災のための研修及び訓練に関すること。
- (3) 自主防災組織等との連携に関すること。
- (4) クラブの組織拡大に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

第2章 組織

(入会)

第4条 このクラブに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を提出し、会議の承認により決定するものとする。

- 2 前項により幼年消防クラブに入会が認められたときには、入会決定書（様式第2号）を交付する。
- 3 女性防火クラブ支部の拡大及びクラブ員の入会については、別に定めるところにより、当クラブ会長が承認を行い、この会の会議で報告するものとする。

(退会)

第5条 幼年消防クラブが都合により退会届（様式第3号）を会長に提出したときは、臨時会議を経て、会長の承認後に退会するものとする。

- 2 女性防火クラブの退会については、別に定めるところにより、当クラブ会長が承認を行い、この会の会議で報告するものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 委員 10名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 書記会計 1名
- (6) 監査員 2名
- (7) 顧問 2名

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員会の互選とする。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 消防署の署長
- (2) 女性防火クラブの副会長
- (3) 幼年消防クラブの代表者
- (4) 会長が委嘱する者

(顧問)

第9条 顧問は、うるま市消防長及びうるま市消防団長をもって充てる。

- 2 顧問は、本会の事業遂行に関する重要事項について会長の諮問に応じる。
- 3 顧問は、会長の要請により委員会に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局長及び書記会計を置く。

- 2 事務局長は、予防課長とし、書記会計は予防係長をもって充てる。
- 3 事務局長及び書記会計は、会長の命を受け会務に従事する。

(監査員)

第11条 監査員は、会長が委嘱するものとする。

- 2 監査員は、本会の会務及び経理を監査する。

(任期)

第12条 委員及び監査員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員及び監査員の欠員によって補充された者の任期は前任者の在任期間とする。

第3章 会議

(会議の招集)

第13条 本委員会会議は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業の推進及び委員会の運営に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) クラブの入退会に関すること。
- (6) その他、委員会の運営に関すること。

- 2 都合により前条の会議を開催する事が困難なときは、会長の判断により、書面による会議を開催することができる。

(議長)

第14条 会議の議長は、会長があたる。

(会議の成立及び議決)

第15条 会議は、その委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議に出席できない委員は、他の出席者にその権限を委任することができる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

第4章 会計及び服制

(経費)

第16条 委員会の経費は、補助金、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終了する。

(服制)

第18条 クラブの活動に必要な服制については、予算の範囲内でこれを貸与する。

- 2 前項による貸与は、別表に掲げるものとする。
- 3 退会するクラブは、前2項により貸与されたもの全てを委員会に返却するものとする。

第5章 報酬及び費用弁償

(報酬)

第19条 委員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第20条 委員及び監査委員が本会の運営のため次の役務を行ったときは費用弁償を支給する。

(1) 防火委員会の会議に出席したとき及び防火委員会の代表として会議又は行事に参加したときは、交通費及び日当として1日1,000円を支給する。

(2) 監査委員が会計監査を行ったときは、交通費及び日当として1日1,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役務の提供の間、他の団体等から報酬等の支給がある場合は、費用弁償を支給しない。

第6章 雑則

(補償)

第21条 万が一、訓練実施時に不慮の事故により、クラブ員が傷害を負ったときは、うるま市消防本部の所管する「防火防災訓練災害補償等共済制度」により、その補償の対象とすることができる。

- 2 前項の補償は、事前に訓練の調整及び自衛消防訓練届出が行われているものが対象となる。

(その他)

第22条 委員会の運営にあたって緊急を要する事項については、会長がこれを処理することができる。この場合、会長は次の会議において報告しなければならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年9月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) (平成26年6月13日一部改正)

- 1 この規約は、平成26年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日の前日までに、うるま市幼年少年女性防火委員会規約(平成17年9月8日施行)によりなされた手続き、行為等は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規約は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第18条関係）

「幼年消防クラブ旗」



70cm × 115cm

地色：青

文字、マーク：白

生地：トロピカル

「女性消防クラブ旗」



70cm × 115cm

地色：エンジ色

文字、マーク：上図のとおり

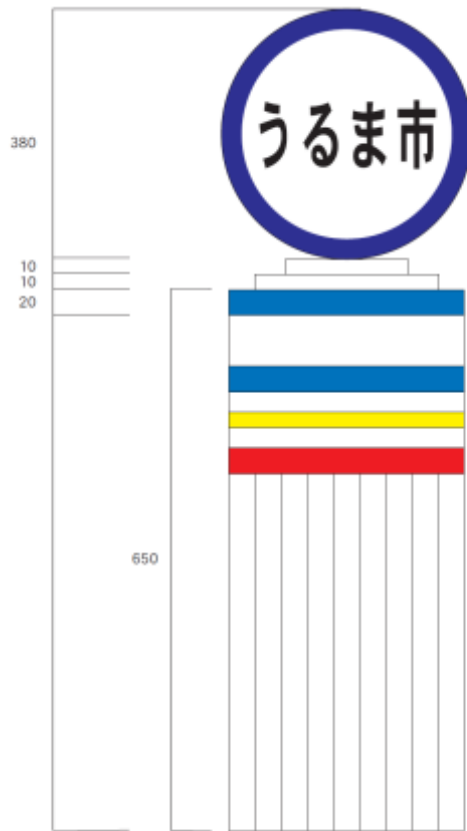
生地：トロピカル

「法被」



※女性防火クラブ用及び幼年消防クラブ用、ともに同デザイン

「防火まとい」 ※幼年のみ



○仕様

- ・纏頭：三面とし、軽量な材質作成する。
- ・纏頭の台座：纏頭と同じ材質とする。
- ・馬簾：合皮、布、又はフェルト
- ・棒：軽量な材質で幼児が握り易い太さ
- ・纏台座：転倒しにくいものとする。
- ・製作する場合の注意事項
- ・釘やネジを使用することも可とするが、完成時に外部に突起物等が無いよう注意すること。

うるま市幼年少年女性防火委員会会長 様

幼年消防クラブ加入希望書

住 所 うるま市
法人名
代表者名



幼児期において正しい火の取扱いに対するしつけと、消防の仕事を理解させることにより、火遊び等による火災の防止を図るとともに、防火思想の高揚を図ることを目的としてうるま市幼年少年女性防火委員会への加入を希望します。

なお、入会の決定後に当園クラブの会則を作成します。

1. 園 名 _____
2. 住 所 _____
3. 電話番号 _____
4. F A X _____
5. 担 当 _____
6. 施設の紹介 _____

①職員数_____名、②園児現数_____名、③定員総数_____名

〇〇保育園（所）幼年消防クラブ 様

幼年消防クラブ加入決定通知

年 月 日付けで、うるま市幼年少年女性防火
委員会への加入が決定しましたので、幼年消防クラブとしての活
動を認めます。

年 月 日加入

うるま市幼年少年女性防火委員会
会長

.....

～ 目 的 ～

このクラブは、園児に対して正しい防火・防災のしつけを身につけさせ、園及び家庭から火災の根絶を図るとともに、人命を尊重し、クラブ活動を通じて規律正しく明るく元気な子に育て、将来、「地域の防火・防災」のリーダーとなるべく、その素地づくりを目的とします。

.....

退 会 届

うるま市幼年少年女性防火委員会会長 様

下記の都合により、うるま市幼年少年女性防火委員会の退会を希望します。

記

退会理由 _____

年 月 日

幼年消防クラブ名 _____

園（所）長名 _____ 印